

香川県広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年9月13日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第4号

香川県広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する施行規則様式第2に定める誓約書</p> <p>(2) 略</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p><u>ア 精神の機能の障害により給水装置工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p><u>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p><u>ウ～オ 略</u></p> <p><u>カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの</u></p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する施行規則様式第2に定める誓約書</p> <p>(2) 略</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第3条 企業長は、前条第1項の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項に規定する指定をしなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p><u>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p><u>イ～エ 略</u></p> <p><u>オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</u></p>

附 則

この規程は、令和元年9月14日から施行する。